

平成29年度小城市子ども・子育て会議（第1回） 議事録

- 開催日時 平成29年11月9日（木）午後2時30分～4時50分
- 開催場所 小城市役所大会議室（西館2階）
- 出席委員 大庭会長、山本副会長、野口委員、蒲生委員、北島委員、森永委員、
武富委員、犬山委員、船津委員、上瀧委員、副島委員、大迫委員（計12名）
- 欠席委員 深川委員、大平委員、伊東委員（計3名）
- 事務局 秋野福祉部長
社会福祉課：深町課長、真島副課長、永渕子育て支援係長
健康増進課：南里母子保健係長
教育総務課：橋間副課長、松尾学事係長
保育幼稚園課：松尾課長、西村副課長、古賀保育幼稚園係長、石丸指導主事
- 傍聴者 2名

【議事次第】

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 部長あいさつ
4. 委員及び事務局職員の紹介
5. 会長、副会長の選出及び会長あいさつ
6. 議題
 1. 「小城市子ども・子育て支援事業計画」について 資料1
 2. 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて 資料2
 - (1) 幼児期の学校教育・保育の提供 資料3
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業 資料4
7. その他
小城市立幼稚園・保育園の再編計画（案）
8. 閉会

1. 開会

2. 委嘱状の交付

任期満了による委員改選を行ったため、委嘱状を交付する。

（15名の委員うち、5名再任 10名新規）

代表して「大庭委員」に交付。（前方で秋野部長から大庭委員へ交付）

なお、他の委員については、机上交付。

3. 部長あいさつ

（秋野福祉部長）

子ども・子育て会議では、一つには特定教育・保育施設の利用定員に関する事、それから子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に関する事、また、その施策の推進に関し当該施策の主に計画の実施状況について審議をしていただく会議でございます。

委員の皆様様の活発な意見で、この会議が進みますようお願い申し上げます。

4. 委員及び事務局職員紹介

委員 大庭委員より順に自己紹介。

事務局 社会福祉課→健康増進課→教育総務課→保育幼稚園課の順にあいさつ。

5. 会長、副会長の選出及び会長あいさつ

互選により会長ならびに副会長の立候補を募るが委員からは無し。

事務局より会長に大庭委員、副会長に山本委員を提案、委員一同了承。

(大庭会長)

会長を仰せつかりました大庭です。前回のこの会も会長を仰せつかっていました。2期目でございます。この会議は、小城市の子どもたちをどう育てるかという地域の子ども・子育て会議です。本当に身近な意見を出していただいて、それを事務局の方も勘案して計画案としていただきたい。

分からないと意見が出ません。分からない時は、ここが分からないと発言をしてください。分かっていたら意見をどんどん出していただきたい。そのためには、事務局は分かるように説明をお願いします。

また、この会議は、少子化に対する会議です。子どもの人口が減っています。そういうことを頭の片隅に入れていただいて、話を進めていきたいと思えます。ご協力よろしくお願いします。

事務局： これからの議事は、小城市子ども・子育て会議条例第4条第3項の規定により、議事の進行を会長をお願いします。

会長： それでは、議題1で計画についての概要説明をお願いします。

6. 議題

1. 「小城市子ども・子育て支援事業計画」について 資料1

事務局：資料1と小城市子ども・子育て支援事業計画の概要版を用いて説明

会長： 質問があったらお願いします。

委員： 園の利用定員をここで話し合ったりするのですか？少子化に向かっているのに、園が足りないと言われているのは何故ですか？

事務局： この会議の中で、直接施設の方が定める利用定員を定めるのではない。ただ、小城市として、この会議でどういうふうに保育・幼稚園の場所を確保していくかというのを計画として決定していきます。また、園が足りないという質問については、平成27年度から子ども・子育て支援法で新しい制度に移り、前までは保育園では保育に欠けるというのが要件でしたが、保育が必要というふうに要件的に若干緩和されました。今から働こうとしている求職活動中のお母さんも対象となった。そこで、国も施設整備を推進しているが、地域性やあとは園の方も基本的に小城市内の園をご紹介しているが親御さんの勤務地等で広域での入所を希望される場合もあり、なかなか小城市内のすべてを確保できている状況ではない。そういった所で、施設に対して需要が集まり、足りない所ができていないと理解している。ただ、小城市の子どもはなるべく小城市で教育・保育が

できればと思う。

委員： 先程の質問に関連して、少子化や待機児童は全国的な問題。子どもと関わってきた経験上、小城市では基本的には待機児童はいない。先程説明があった親御さんの働き先の関係で、そこの保育園や認定こども園が良いが空いていないから待っていると、そういう理由で小城市は基本的には子どもを預かる対策は整っているとの認識でよいか？

事務局： 小城市の子どもは小城市でなるべく確保をしていく努力はしているが、実際やはり0歳児さんなどは今、小城市においても需要に対する供給が追いついていないという部分が見られます。30年度・31年度、それ以降の小城市としても、この会議の中で、どういうふうに定員を確保していくか協議していただいて、それに基づいて施設の整備等を行って、なるべく需用に対する供給を確保していきたい。

事務局： ご紹介をさせていただきます。4月1日の年齢ごとの人口で、平成17年に小城市が誕生して、それから少しずつ就学前の子どもが減少しました。平成29年4月現在若干上向きになりました。これは三日月や芦刈にアパートなどができた関係で若い世代が転入されてきたのではと思います。この分が増えたのと、あと施設関係で、佐賀市が待機児童ということで解消対策をかなりなさっていますが、それでも多くの子どもさんがいらっちゃって、小城市の方からも佐賀市に、職場の近くや、お母さんの実家の近くなどで佐賀市の施設を利用したいということをお願いしていた分が、徐々に佐賀市も佐賀市の子ども達を優先に入れたいという思いが当然ありますので、そのあたりで小城市に戻ってくるのではないかとというのがあって、少しずつ待機の数が増えてくるかという想定があります。

人口が、なかなか先行きの見通しが難しく、今は一旦増えています、基本的には少子化・人口減の傾向にはあるので、ここ数年見極めが難しいところだと思います。

委員： 根本的なことを伺います。子ども・子育て支援事業計画の子どもの対象年齢はどうなっていますか？

事務局： 主には幼児期を対象としていますが、各事業により対象年齢が違ってきます。幼児期の学校教育・保育の対象は、乳児期と幼児期で、地域子ども・子育て支援事業の中では「乳児家庭全戸訪問事業」や「延長保育事業」などが乳児期と幼児期の対象です。「地域子ども・子育て支援事業の中でも「放課後児童クラブ」は小学生が対象です。また、全体に関わる事業として「利用者支援事業」や「養育支援訪問事業」があり、0歳～17歳までが対象範囲となります。

その他、計画の概要版について下記質問がありました。

1 ページ ⑬多様な主体の参入促進とはどういうことか？

⇒保育の部分に関して、企業参入などいろんな人がいろんな形態で保育の場に参入できること（保育施設等への民間事業者の参入）

2 ページ 根拠法令の関連整備法が分からない。

⇒正式名称：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

5 ページ 教育・保育提供区域の設定という所で、幼児期の学校教育とはどういう意味か？

⇒幼児期の学校教育とは、幼稚園のこと。

6 ページ ④乳児家庭全戸訪問事業について、保健師と母子保健推進員がペアで訪問しているのか？

⇒第1子については、母子保健係の保健師が全て訪問。また、小さく生まれた赤ちゃんなども保健師が訪問している。第2子、第3子については、地域の母子保健推進員に訪問をお願いしているが、状況によって、母子保健推進員が訪問された後に一緒に訪問に行くケースもある。

⑤養育支援訪問事業について、訪問を拒否される家庭があるのか？

⇒拒否されても、指導という立場で訪問している。

⑥子育て短期支援事業について、この事業を知らないで困っている人がいないか？

⇒養育支援訪問事業や、ファミリー・サポート・センター事業とも関連しながら、保健師、家庭相談員、ファミサポのコーディネーターに相談があった内容について、どの事業で対応した方が良いかを検討している。

⑦ファミリー・サポート・センター事業と⑩放課後児童クラブの違いは？

⇒放課後児童クラブは、学校の放課後にそのまま学校の施設内で預かりをしている事業。利用する目的が違う。ファミサポは援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動。

会 長： 引き続き議題2の説明をお願いします。

2. 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて 資料2

事務局：資料2について説明

会 長： 中間年だから見直しを行う。見直しの条件としては、10%以上の差がある場合、それから10%以上の差がない場合でも、必要に応じて見直しを行うということですね。それでは具体的に、見直しについて資料3から説明をお願いします。

2の(1) 幼児期の学校教育・保育の提供 資料3

事務局：資料3について説明

会 長： ご質問やご意見ございませんか？

委 員： 小城市では1号認定は幼稚園に通う子ども。認定こども園の幼稚園に通う子どもは2号認定になっていると言われましたが、小城市役所の中での処理上でなっているのか？あえてそうする必要はあるのか？また、市から園に例えば子ども1人に対していくらかみたくいお金が出ているのか教えていただきたい。

事務局： 2号認定の中に認定こども園の幼稚園に通う子どもがどうして入っているのかの質問ですが、H27年度からの計画を立てる時にニーズ調査の結果がかなり保育に重きを置いた結果になりました。限られた確保方策の中で、小城市としてどういうふう確保していくか検討したところ、まず幼稚園については教育の1号認定。認定こども園で1号

認定を受けて幼稚園部門に通いながら、そのあとに幼稚園の預かり事業で保育園と一緒に時間くらい預かれるような制度があり、どうしても保育の方に入れなかったけれど、1号認定で入りつつ、一時預かり事業を利用している子どもについては2号に入れていることとなります。

次に、お金がどのように出ているのかの質問ですが、小城市から施設の方に国、県、市のお金を使い、給付をしています。そこには保護者の負担金もあります。ただ、保護者の負担は所得の状況によって変わります。負担される以上に国、県、市のお金が含まれており、保護者の保育料だけですべての園が運営をされていないということ、施設型給付金の質問をしていただければ、自分の子どもの保育にこれだけのお金がかかっていると理解していただけるかなと思います。

委員： そしたら、この1号認定、2号認定というのは国からの指針はあるけれど、地域のニーズによって任されているのですか？

事務局： 地域のニーズもありますが、実際施設の方がそういった事業をするかどうかというのと、教育の部分、幼稚園の時間をどのように設定するかというのは各市町や施設で変わってきます。

委員： 資料の中の1号認定の量の見込み人数について、ニーズ調査に基づいているので、ここの変更はないと思っていましたが、先程の3号認定の1、2歳児の保育の必要のところについてはニーズ量そのものの変更をするようになっている。そしたら、1号認定の3歳ないし5歳の幼稚園の教育のみのところも実際はニーズ以上に教育を受けていることになっているが、どうして変更をしないのか？幼稚園の存続というのは非常に今後問題になってくると思うが、ニーズ以上に実際に幼稚園に通っているこどもの現状があるのに、ニーズは変更をかけないというのはどうしてか？

事務局： 1号認定の平成30年と31年度のニーズを変えないのかという所ですが、ここについては、平成29年度に公立の芦刈幼稚園が民営化されて2号の方に移ったこともあって、また、小城市内の保育園の部分についても、今後どうしていくか計画をしている状況なので、今現在で見込める数字というのが平成27、28年度の実績で、指摘はその通りだと思いますが、今回あえて平成30、31年度は変更しないとしています。

委員： 芦刈幼稚園の変更があり、下の方の確保方策の人数が変わってくるのは分かりますが、市としての今後の方向性として、幼稚園の3歳ないし5歳の教育のみというのは今後未定で、今以上に増やすというのはないということですか？増やすというか、現状、倍まではいなくても相当な人数が入所しているのに、それを修正しないのは、今後の方策がまだ分からないということですか？

事務局： こちらの方が勘違いしていました。今回、平成27、28年度に268人、254人という実績が出ていますが、ここには芦刈幼稚園に入っていた子どもも含まれています。平成29、30年度については芦刈幼稚園が民営化になりましたので、その分を減らしてニーズとさせてもらっています。晴田と三日月幼稚園に現在通われている人数で出しています。

委員： 実績を見れば、たいして量の見込みと平成30、31年度は変わらないというふうに思っているのですか？

事務局： 今年の11月1日現在の市内の幼稚園の入所者数について、162人となっていますので、今回見込んだ数字と乖離はないと思っています。

会 長： それでは次に行きたいと思います。

資料4の説明をお願いします。

2の(2) 地域子ども・子育て支援事業 **資料4**

事務局：**資料4**について説明

会 長： ご意見はございませんか？

委 員： 事業内容を見直すことで、事業費（予算）の増減があるのか？

事務局： 予算案についてですが、各事業の内容により、過去の実績から予算の見込みを出す事業もあります。実際、予算を組んでいても、見込み以上に利用があり、予算が不足する場合は、補正を組むこともあります。計画は当然、今後の予算を立てていく上で参考としています。事業をする中で、予算がないから提供ができない、そういうことはあっておりません。

委 員： ⑩の病児保育事業について、なぜ市外なのか？というのと、小城市立病院に小児科があるのになぜ利用しないのか？

事務局： 市民病院の場合、現在やっている診療と先生の確保、実は小児科はここ何年か、しばらく先生がいらっしゃらない時期がありました。そういうことがあり、まずは診察に対応できる先生の確保というのが必要でした。それと、施設の改修やスタッフが必要となり、なかなか簡単にはこの事業ができないところです。やっと市民病院に小児科の診察の確保ができていますので、このような事業まで今は無理な状況です。実は市民病院は公立病院の見直しの関連もありますので、そういったものを含めて考える必要があります。病児保育を市民病院でという考えはまだありません。

委 員： せめて、市外ではなく、市内でできないか？

事務局： 小城市で小児科をされているのは現在4か所です。市内で実施するとなると、改修費用を病院側だけでなく、市も出さないといけないため、効率よく運営することが必要です。近隣市町も佐賀市や江北町にお世話になっています。開設した所も、ある程度利用されないと事業が成り立たない。利用が増えて病児室を作らないといけないことになれば、そこは考えていくべき。今のニーズとそれから今ある施設の便利さを考えて、病院側がその事業をやりたいと、またスタッフとかの問題、診察が主となりますので、そことの兼ね合いもあります。現在、小城市以外で江北町には、多久市、白石町、大町町、鹿島市、武雄市。佐賀市には多久市、神崎市、吉野ヶ里町が負担金を出してお世話になっています。

会 長： 他にありますか？

委 員： ⑪放課後児童クラブについて、年齢をあげていただいて、各学校単位に施設を整備されていますが、ボランティアで夏休みとか日常も放課後に伺うことがあります。長期休暇の時に行くと、施設そのものに対して子どもの入っている数とか、いろんな特性があるお子さんがいますので、非常に環境的にこの子はもっと静かな所で過ごせればいいだろうと思うお子さんがたくさんいます。担当している先生方は勉強なさっていて対応

は非常によくやっただいていてと思いますが、施設環境が1人の子どもに対してあまりにも狭すぎる。各学校で利用されている子どもの人数が違うと思いますが、私が伺っているのは三日月が中心なので、夏休みに朝から夕方までいて、ゆっくりできる時間をこういう所で過ごさないといけないのは、もう少し提供する事業はあっても中身をきちんと見直していただけないかいつも思うので、こういう計画の時にその辺のことも含めて考えていただければと思います。

事務局： 三日月小学校の放課後児童クラブは、今おっしゃったとおり、夏休みなどは利用者が多く、キャパが足りない状態になっています。

平成32年度からは1つの児童クラブを40人くらいにこなさいと国の指示もきています。今、現実小学校の児童数は減っていますが、特別支援学級に教室を利用しなければならず、学校の空き教室も無い状態です。どうしても今後の見通しで、三日月は足りない状態なので、こちらの方もなんとか施設を増設する要望はしていきたいと思っています。

会長： 見直し案はこれで了承いただきたいと思います。もう一つ、要望があった点については、ご検討をいただきたいと思います。

それでは、7のその他で小城市立幼稚園・保育園の再編計画（案）について説明をお願いします。

7. その他

事務局： その他資料 小城市立幼稚園・保育園の再編計画（案）について説明

会長： 時間がきましたけれど、一言感じたこと、またはこれに対する意見をお願いしたいと思います。

委員： 昔、教育委員の時に携わっていたので、携わっていた時は牛津保育園が民営化になって、それから市立の幼稚園が認定こども園になっていった。途中でいろんなことがあってこの計画が中断していた。やっとこれが出てきたので、私は良かったと思います。基本的にはこれでいいと思います。ただし、やっぱりちゃんとやるにはいついつまでどこをどうするというのは、目標設定として漠然とするのではなく、はっきりここの公立の幼稚園や保育園を残して整備をしながら拠点づくりを行うと明確にするべきだと思います。あと優先順位はつけていいでしょうけど、何年までにはやり遂げるという意味を明確に示して、進めるにはそのくらいの時間をしっかりしないと後でダメになってしまうのではと思います。

会長： 他にありますか？

委員： 小城市の保育・幼児教育の規範となる、公立の幼保一体型拠点施設の整備について、公立園を1園だけを残すという計画があるということですが、保育士の研修とか切磋琢磨することとかを考えると、2園はあっていいのではと思います。

事務局： 実は1園と決まった訳ではなく、少なくとも1園は残すという方向性を持っています。小城は幸いなことに、幼保ネットワークというのがありまして、普通公立園は公立園だけで研修を行いますが、小城市はすべての保育施設や教育施設など、就学前の子ども達を預かる施設全てに声かけをして、研修会を行っています。市立も私立もお互いに行き

来をして、ここの園で新採研修をしますというのを全部の園に声かけして、見本となる保育を講師の先生にさせていただいて、みんなで見れる状況を作っていますので、例えば1園しか残らないにしても効果は果たせると自負しています。

会 長： 他にございませんか？

それでは、これでこの案は了承されてということにしまして、終わりたいと思います。

会長より、事務局へ進行交代

8. 閉会